

## 一般社団法人日本胸部外科学会 バナー広告の取扱いに関する規約

### 第1条（趣旨）

この規約は、本法人のホームページに掲載するバナー広告（本法人のホームページに掲載する画像のうち、広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）の指定する画面にリンクするものをいう。以下「広告」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2条（募集）

本法人は、本法人のホームページにより、原則として医療に関連した業種に広告主を募集するものとする。

### 第3条（申込み）

広告主は、原則として医療に係る業種でなければならない。

- 2 本法人所定のバナー広告掲載申込書（第1号様式）及び広告原稿を提出しなければならない。
- 3 広告掲載の申込みは、広告主1社につき1枠とする。
- 4 広告原稿のデータ作成費用その他の申込みに必要な費用は、申込者の負担とする。

### 第4条（画像）

広告原稿に用いる画像（以下「画像」という。）の規格は、次のとおりとする。

- (1) サイズ：横 234 ピクセル×縦 60 ピクセル
- (2) 形式：gif、jpg、png
- (3) 静止画

- 2 次に掲げるものは、画像として用いることができない。

本法人のホームページに支障を来たす構造のもの（アラートマーク、アニメーション又はフラッシュ点滅、反転表示又は画面の切替わり、テキストボックス表示（書き込み可能）、プルダウンメニュー、閉じる、いいえ、キャンセル等のボタン、ラジオボタン使用など）、その他本法人が画像として不適切と認めるもの。

### 第5条（広告内容）

次に掲げる内容の広告は、掲載することができない。

- (1) 本法人の事業活動の趣旨に対し、品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

(4) 財産権（知的財産権を含む。）、名誉又は、プライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのあるもの

(5) 法令又は公序良俗に違反し、又は違反するおそれのあるもの

(6) その他本法人が広告として不適切と認めるもの

#### 第6条（審査及び決定）

広報委員会は規定に基づき、広告主の申込内容を審査し、その結果を理事長に報告し、可否は理事長が決定するものとする。

#### 第7条（承諾通知書）

広報委員会は、可否の決定後、速やかに広告主に対し、広告掲載承諾（不承諾）通知書を送付するものとする。

#### 第8条（広告掲載）

広告掲載料は以下の表によるものとし、広告主は指定期日までに全額を一括して支払わなければならない。

##### 広告掲載料金一覧

Aタイプ（全ページに掲載）：

1年契約 ¥220,000／年（200,000円＋消費税10% 20,000円）

単月契約 ¥22,000／月（20,000円＋消費税10% 2,000円）

Bタイプ（トップページのみ掲載）：

1年契約 ¥165,000／年（150,000円＋消費税10% 15,000円）

単月契約 ¥16,500／月（15,000円＋消費税10% 1,500円）

Cタイプ（トップページ以外のページに掲載）：

1年契約 ¥132,000／年（120,000円＋消費税10% 12,000円）

単月契約 ¥13,200／月（12,000円＋消費税10% 1,200円）

2 広告掲載料は、いかなる事由があっても一切返還しない。

3 広告の掲載月、ページ、位置及び枠数は、広報委員長が決定する。

#### 第9条（禁止行為）

広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) サーバーその他の本法人のコンピュータシステムに不正にアクセスする行為

(2) 広告の閲覧者のコンピュータに障害を及ぼす行為

(3) その他本法人が広告主として不適切と認める行為

2 広告主は、広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

## 第 10 条（変更）

広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、その 3 週間前までに本法人に連絡しなければならない。

- 2 広告の内容又はその変更により第三者に損害等が生じた場合には、広告主が責任を負い、本法人は責任を負わないものとする。

## 第 11 条（中止等）

本法人は、広告主が次のいずれかに該当する場合には、広告掲載を中止し、又は広告掲載の承諾を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 指定期日までに広告原稿を提出しないとき。
- (3) この規約に違反したとき。
- (4) その他本法人が広告掲載を不適切と認めたとき。

- 2 広告主は、広告掲載期間中、広告掲載を取り止めようとする場合には、事前に本法人に書面を提出しなければならない。
- 3 前 2 項の場合において本法人に損害が生じたときは、本法人は、広告主に対しその賠償を求めることができる。

## 第 12 条（免責事項）

本法人は、システム障害、保守点検等により広告掲載を行わなかった場合においても、広告主に対し、広告掲載期間の延長、広告掲載料の還付、損害賠償の支払い等を行わないものとする。

- 2 本法人は、広告主が広告掲載に用いるサーバー、ソフトウェア等の障害、誤動作、業務停止等により損害を受けた場合においても、その責任を負わないものとする。

## 第 13 条（管轄）

この規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第 1 審の専属管轄裁判所とする。

## 附 則

この規約は、2012 年 7 月 23 日から施行する。

改定 2018 年 8 月 30 日

改定 2019 年 10 月 1 日

改定 2020 年 12 月 9 日

改定 2021 年 2 月 3 日

改定 2023 年 4 月 17 日